

郡山市粗大ごみ再使用推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、粗大ごみの中で修理等を必要としない再使用可能な家具（以下「リユース家具」という。）を、希望する市民に提供することにより、循環型社会を形成するために必要な取組の1つである使用済み製品の再使用を推進し、ごみの減量化を図ることを目的とする。

(リユース家具の価額)

第2条 リユース家具は、無料とする。

(展示会及び募集)

第3条 市長は、リユース家具を提供するため、随時募集期間を設け、併せて展示会を開催し、提供を受けたい者を募集する。

(提供を受けることができる者)

第4条 リユース家具の提供を受けることができる者は、市民で転売等の営利を目的とせず、自ら使用することができるものとする。

(提供の申込み)

第5条 リユース家具の提供を受けようとする者は、募集期間中にリユース家具申込書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、1回の募集につき、1世帯当り1点とする。

(提供の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、リユース家具申込書の内容を確認し、募集期間の末日の展示会の終了後に提供の決定を行うものとする。この場合において、1つのリユース家具に複数の申込みがあるときは、抽選により提供の決定を行うものとする。

(引取り)

第7条 前条の規定により提供の決定を受けた者がリユース家具を引き取るときは、自己負担により運搬手段等を確保し、引き取るものとする。

2 前項の規定による引取りは、提供の決定から10日以内の期間内に行うものとする。

3 前項の期間内に引取りを行わない場合は、提供の決定が取り消されたものとみなす。

(台帳の整備)

第8条 市長は、提供したリユース家具について、リユース家具台帳（第2号様式）を整備するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。